

# 令和6年度丹羽広域事務組合 水道事業職員採用候補者募集要項

## ◎ 受験申込書の入手方法

**配布期間** 令和5年7月3日（月）～ 令和5年8月14日（月）

- 入手方法 ① 当組合のホームページからダウンロードする。（<https://www.niwa-suido.jp>）  
② 総務課（水道部庁舎2階）で直接受け取る。  
③ 郵便で請求する。（配布期間最終日必着）

封筒に「水道部職員受験申込書請求」と朱書きし、角形2号（A4版サイズ）の返信用封筒（120円分の切手を貼り、郵便番号、住所及び氏名を明記）と、最終学歴（大学卒・短大卒・高校卒）を記入したメモを同封してください。なお、受付期間内に受験申込が完了できるように、期間に余裕をもって請求してください。

【請求先】 〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地 丹羽広域事務組合総務課

## ◎ 申込受付期間 令和5年8月1日（火）～ 令和5年8月21日（月）

持参申込みの場合：受付は総務課 午前8時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

郵送申込みの場合：受付期間最終日の8月21日（月）必着とします。配達記録など確実な方法で郵送することをお勧めします。また、受験票を返送する必要があるため、長形3号の返信用封筒（84円分の切手を貼ったもの）を同封してください。

※ 上記受付期間以外の受付は行いませんので、必ず受付期間中に書類を提出してください。

## 1 募集内容・受験資格

- (1) 職 種 企業職（水道事業）
- (2) 採用予定人数 若干名
- (3) 職 務 内 容 安心・安全な水道水を守り、将来にわたり供給し続けるため、水質管理、配水施設管理、配水管整備、水道料金徴収など各種水道事業に関する業務に従事します。
- (4) 受 験 資 格
  - ① 平成8年4月2日以降の出生で、高校卒業以上の学歴を有する方、又は令和6年3月までに卒業見込みの方。ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は受験できません。（第16条（欠格条項）主な内容）
    - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ② 普通自動車運転免許証を有する方、又は取得見込みの方。
  - ③ 日本の国籍を有しない方で、永住者または特別永住者の在留資格がない方は受験できません。なお、日本の国籍を有しない方は公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わることができないとする基本原則に基づき採用されます。

## 2 提出書類

- (1) 採用候補者試験申込書
- (2) 組合指定の履歴書（写真は上半身、脱帽、正面向きで6か月以内に撮影したもの。）
- (3) 卒業見込証明書または卒業証明書
- (4) 成績証明書

※提出された書類は返却しません。

### 3 試験の日時及び場所

第1次試験日 令和5年9月17日（日）午前9時00分（受付は午前8時50分まで）  
会 場 丹羽郡大口町上小口一丁目624番地  
丹羽広域事務組合消防本部3階会議室  
第2次試験日 第1次試験後に別途通知 令和5年10月下旬～11月上旬予定  
合格決定 第2次試験後に別途通知

※各試験の可否について、通知前の照会には一切応じません。

### 4 試験内容

試験区分	試験種目	試験内容
第1次試験	教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う筆記試験
	職場適応性検査	職務への対応や対人関係に関する適正についての筆記検査
	作文	与えられたテーマについての作文
	集団討論	与えられたテーマについての集団討論
第2次試験	面接	

### 5 勤務条件（令和5年4月1日現在）

- 初任給 大学卒 190,756円 短大卒 174,894円 高校卒 163,667円（地域手当を含む）  
原則として毎年1回定期に昇給します。
- 諸手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等を支給要件に応じて支給します。
- 勤務時間等 8時30分から17時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）  
ただし、勤務時間外においても交替制による出勤待機当番があります。
- 休暇等 年次有給休暇、特別休暇、育児休業等の制度があります。

### 6 その他

- 最終合格者は採用候補者として登録され、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和6年4月1日に採用予定です。採用後は、地方公営企業法適用の地方公務員となりますが、採用後6か月間は条件付採用期間となります。
- 合格基準に満たない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると、職員として採用される資格を失います。また、採用後に虚偽又は不正が発覚した場合には、採用を取り消します。
- 卒業見込みで受験した方が令和6年3月31日までに卒業できなかったときは、合格を取り消します。
- 採用前健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになったときは、採用を取り消します。

#### 書類提出先及び問合せ先

〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地

丹羽広域事務組合総務課（水道部庁舎2階） TEL (0587) 95-3400

（お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時00分まで）

ホームページ

